

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(待機手当)</p> <p>第34条の3 待機手当は、<u>宿日直体制及び交代制勤務に代わり、診療科（領域が置かれている診療科においては領域）において、医師及び歯科医師が当番制により入院患者の病状急変等に備えるため、また、医療職基本給表及び看護職基本給表の適用を受ける職員が別に定める業務のため、所定の勤務時間以外の時間に、自宅において待機を命ぜられた場合に支給する。</u></p> <p>2 前項の手当額は、待機1回につき<u>次の各号に定める額</u>とする。 (1) <u>医師 5,000円</u>（新設） (2) <u>医療職基本給表及び看護職基本給表の適用を受ける職員 3,000円</u>（新設）</p> <p>3 第1項の待機時間は、第31条から第33条までの勤務には含まれないものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年6月8日から施行し、改正後の第34条の3の規定は、令和4年4月18日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 待機手当を医師に適用拡大するため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(待機手当)</p> <p>第34条の3 待機手当は、医療職基本給表及び看護職基本給表の適用を受ける職員が別に定める業務のため、所定の勤務時間以外の時間に、自宅において待機を命ぜられた場合に支給する。</p> <p>2 前項の手当額は、待機1回につき<u>3,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項の待機時間は、第31条から第33条までの勤務には含まれないものとする。</p> <p>(略)</p>